

新潟市 P F I 推進基本方針の概要

1. P F I 推進基本方針策定の目的

P F I とは公共施設の建設，維持管理・運営等に民間の資金や経営能力を活用し，効率的で質の高い公共サービスの提供を図る事業手法の一つである。

これまでも新潟市では入札制度改革や民間委託の推進や指定管理者制度の積極的な導入などを進めてより効率的な行政運営を図ってきた。今後も，財政構造の再構築，行財政運営の効率化，市民サービスの向上といった観点から，P F I が従来型かではなく，さまざまな事業手法を比較検討するプロセスを経ることにより事業手法の選択制を確保し，諸条件のもとで当該事業に最も適した事業手法を選択できるように，P F I 手法についても検討対象とし，P F I が有効である事業には積極的に導入を図ることを基本的な考え方とする。

2. P F I 導入可能性の検討

P F I は民間事業者のノウハウを利用することで公共負担額（コスト）を削減する手法であるため，事業規模が小さいと民間事業者の創意工夫する余地が少なく，狙った効果が得られないことがあるので，検討の開始時期・対象は，次年度策定する新・総合計画に併せ，

建設費 10 億円以上

維持管理・運営費年間 1 億円以上

のいずれかに該当する新・総合計画事業とする。

検討対象に該当する事業は「P F I 導入検討シート」を作成し，P F I 推進検討会議に下記の視点から，諮る。

「P F I 導入検討シート」では次の適用要件について検討し，総合的な判断を行います。

一括発注，性能発注が可能であるなど，民間のノウハウを活用する範囲が広いこと
維持管理・運営の比重が高いこと

同種のサービスが民間でも行われており，民間事業者に事業ノウハウがある，及び競争性が確保できること

民間事業者がサービスの提供を行うことに法的規制が少ないこと

補助金，その他財政措置上のデメリットがないこと

長期間（事業期間）にわたり安定的な需要が存在すること

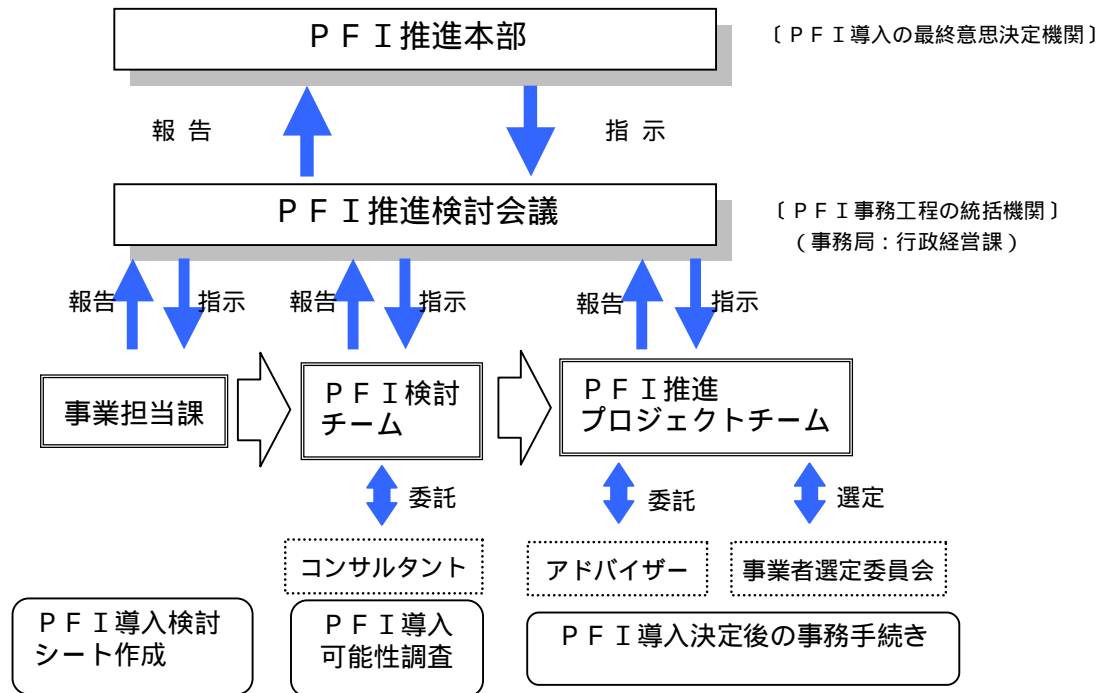
事業の成果について明確かつ客観的な評価が可能であること

供用開始までに P F I 業務の作業時間を十分に確保できること

事業破綻時の対応が可能であること

V F M の達成が見込めること

3. PFI導入推進体制



4. PFIの事業手順

- | | |
|------------------|---|
| 1. 事業の発案 | |
| 2. PFI導入可能性の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI導入検討シート作成 (事業担当課) ・ PFI導入1次判定 (PFI推進検討会議・PFI推進本部) |
| 3. PFI導入可能性調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI検討チーム発足 (事業担当課) ・ PFI導入可能性調査 (事業担当課/コンサルタント(アドバイザー)) ・ PFI導入2次判定 (PFI推進検討会議・PFI推進本部) など |
| 4. 実施方針の策定・公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI推進プロジェクトチーム発足 (事業担当課) ・ アドバイザー選定 (事業担当課) ・ 実施方針案の作成 (事業担当課/アドバイザー) ・ 実施方針の公表 (事業担当課) など |
| 5. 特定事業の選定・公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者選定委員会・PFI推進検討会議開催 (事業担当課) ・ 特定事業の選定・公表 (事業担当課) ・ 債務負担行為設定 (議会議決) など |
| 6. 民間事業者の募集 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公告(公募要項等公表) (事業担当課) ・ 資格審査・入札等 (事業担当課) ・ 落札者等の公表 (事業担当課) など |
| 7. 契約の締結等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約交渉 (事業担当課/アドバイザー) ・ 仮契約 (事業担当課) ・ 契約締結の議決 (本契約) ・ 直接協定の締結 (事業担当課/アドバイザー) など |
| 8. 事業者の実施・モニタリング | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施 (PFI事業者) ・ モニタリング (事業担当課) など |